

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年4月24日認可した。

平成30年5月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）安行地区
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）天神前地区
高松市前田土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）東本村南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池地区